# 港区の街づくり

令和3年度(2021年度)版 事業概要

港区街づくり支援部

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和 を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わるこ とはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、 生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生 まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、 心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること を宣言します。

昭和60年8月15日

港区

# 目 次

# 第1章 総 説

1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7	港区基本構想	3 4 5 6 8 9
第2章	街づくりの総合計画	
2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6	景観計画 ····································	21 23 25
第3章	地区別の街づくり	
3-1 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 3-2 3-3 (1) (2) (3)	まちづくりガイドラインなど 新橋・虎ノ門地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32 33 34 35 36 37 43 44

(4)	新橋田村町地区
(5)	汐留地区
(6)	浜松町一丁目地区48
(7)	浜松町駅西口地区49
(8)	竹芝地区
(9)	三田小山町地区
(10)	三田三・四丁目地区 ※高輪地区を含む 52
(11)	虎ノ門一・二丁目地区 53
(12)	虎ノ門・麻布台地区 ※麻布地区を含む
(13)	ふ頭再開発 ※芝浦港南地区を含む 55
(14)	虎ノ門二丁目地区
3 – 4	麻布地区のまちづくり
(1)	六本木三丁目東地区 57
(2)	西麻布三丁目北東地区 58
3 – 5	赤坂地区のまちづくり
(1)	北青山三丁目地区 59
(2)	赤坂二丁目地区
(3)	赤坂七丁目2番地区
3-6	高輪地区のまちづくり
(1)	白金一丁目東部北地区
(2)	白金一丁目西部中地区
3 – 7	芝浦港南地区のまちづくり
(1)	田町駅東口北地区
(2)	芝浦一丁目地区
3 – 8	品川駅周辺のまちづくり
(1)	品川駅周辺の都市基盤整備
(2)	品川駅北周辺地区
(3)	品川駅街区地区
(4)	品川駅西口地区
3 – 9	地区まちづくりに係る支援制度 70

# 第4章 住宅事業

4 – 1	区民向け住宅事業	73
4-2	建築物耐震診断等の助成	75
4 – 3	分譲マンション等支援	79
4 – 4	港区単身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例	80
4 – 5	港区開発事業に係る定住促進指導	81
4 – 6	マンション管理・修繕等に関する普及・啓発事業	82
4 – 7	マンション管理・修繕等に関する相談・支援事業	83
4 – 8	エレベーター改修の助成	85

# 第5章 都市計画

5 – 1	都市計画と都市計画決定	89
_	地域地区	
5 – 3	開発許可制度	95
5 – 4	都市計画施設	97
5 – 5	風致地区の許可	99

# 第6章 公共施設の管理・整備

6 -	- 1	道路の管理
	(1)	道路管理103
	(2)	占 用106
6 -	- 2	道路の整備
	(1)	歩車共存道路の整備107
	(2)	歩道の整備108
	(3)	保水性舗装・遮熱性舗装の推進109
	(4)	都市計画道路の整備110
	(5)	電線類の地中化112
	(6)	細街路の整備113
6 -	- 3	道路の維持
	(1)	道路維持114
	(2)	掘削道路復旧・特殊車両通行許可115
	(3)	私道整備116
	(4)	街路灯117
	(5)	道路植栽118
	(6)	その他 交通安全施設・坂名標識・公衆便所119
6 -	-4	橋りょうの整備・維持120
6 -	- 5	公園等の整備・維持
	(1)	公園・児童遊園の整備121
	(2)	公園・児童遊園の維持等122
	(3)	緑地の整備・維持123
	(4)	遊び場の整備・維持124
	(5)	都市計画公園の整備125
6 -	- 6	河川等の管理126
6 -	- 7	水防
	(1)	水防計画127
	(2)	雨水流出抑制施設設置指導129

# 第7章 景 観

7 – 1 7 – 2	景観事業 ·······133 屋外広告物 ·····134
第8章	建築行政
8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6 8-7 8-8 8-9	建築確認申請等
第9章	土地情報及び土地取引の規制
9-1 9-2 9-3	土地情報 ····································
9 – 2 9 – 3	土地価格の動向151

# 第11章 付属機関

11 – 1	都市計画審議会177
1	建築審査会179
	建築紛争調停委員会180
11-4	地区まちづくりルール認定審査会
11 – 5	景観審議会 ······182

## 関係資料

1 2	関係機関一覧
3	彫刻設置一覧(彫刻のある街づくり事業)
4	街路灯一覧189
5	年度別コミュニティ道路整備一覧190
6	区立公園一覧194
7	児童遊園一覧196
8	緑地一覧198
9	遊び場(遊休地の一時開放)199
10	公衆便所一覧200
11	自転車等駐車場一覧······201
12	自転車等一時保管所一覧203
13	指定管理者制度導入所管施設一覧204

第1章 総 説

#### 1-1 港区基本構想

【平成 14 年 12 月策定】

# 港区基本構想がめざす将来像

- ●都市ルールの確立
- ●まちの基盤整備
- ●安全・安心な都心づくり
- ●循環型社会づくりへの貢 献
- ●都心環境の整備
- ●環境負荷の少ない都心づ くり
- ●環境意識の向上

- ●コミュニティの形成支援
- ●コミュニティ活動の場と 機会の確保
- ●地域活動情報の共有化
- ●産業の育成支援
- ●コミュニティ・ビジネス等の支援
- ■国際性豊かな文化活動の 支援

- ●子どもの「育ち」を支える環境整備
- ●子どもの個性等を生かす 学校教育の実施
- ●子どもの健康を守る体制 づくり
- ●高齢者や障害者等の自立 した生活の支援
- ●健やかで安全な暮らしの 支援
- ●自己実現を目指す学習活動の支援
- ●豊かで多様な文化都市づ くり

#### 1-2 港区基本計画の全体像

#### <基本構想>

### やすらぎある世界都心・MINATO

### <分野別計画>

### I かがやくまち (街づくり・環境)

- 1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる
- (1) 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる
- (2) 世界に開かれた先駆的で活力ある まちの基盤を整備する
- (3) 快適な暮らしを支える交通まちづく りを進める
- (4) 自助・共助・公助により災害に強い 都心づくりを進める
- (5) 安全で安心して暮らせる都心をつくる
- 2 環境にやさしい都心をみなで 考えつくる
- (6) 持続可能な循環型の都心づくりを 進める
- (7) 人や生物にやさしい、環境負荷の 少ない都心環境をつくる
- (8) 環境に対する意識を高め、健康で 快適に暮らせる生活環境をつくる

# Ⅱ にぎわうまち(コミュニティ・産業)

- 3 地域の課題を自ら解決できる コミュニティをつくる
- (9) 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる
- (10) 豊かな国際性を生かした多文化 共生社会をつくる
- 4 港区からブランド性ある 産業・文化を発信する
- (11) 伝統と最先端技術が融合した区内 産業を支援する
- (12) 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
- (13) 港区ならではの魅力を生かした都 市観光を展開する
- (14) 豊かで多様な文化に包まれたまち づくりを進める

### Ⅲ はぐくむまち (福祉・保健・教育)

- 5 明日の港区を支える子どもたちを育む
- (15) 健やかな子どもの「育ち」を支える 環境を整備する
- (16) 子どもの個性、地域の特性を生か す学校教育を実施する
- (17) 就学前児童ケアサービスを総合的 に推進する
- 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な 都心居住を支援する
- (18) 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
- (19) 高齢者のいきいきと充実した地域 での生活を支援する
- (20) 障害者のゆたかで自立した地域で の生活を支援する
- (21) 区民が健やかで安全に暮らすこと ができるよう支援する
- (22) 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する
- (23) 区民の多様な学習活動と誇りと愛 着ある郷土意識の醸成を支援する

### IV 実現をめざして

- (24) 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する
- (25) 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する
- (26) 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

地区版計画書[芝地区・麻布地区・赤坂地区・高輪地区・芝浦港南地区]

### 1-3 街づくり支援部の事業計画化事業 (ボックス事業) (港区基本計画 令和3年度~5年度から抜粋)

港区基本計画において、街づくり支援部が担当する事業計画化事業は次のとおりです。

分 野	基本政策	政策	事業名				
I	1 都心の活力と安全・ 安心・快適な暮らしを 支えるまちをつくる	(1)多様な人々がともに支え 合う魅力的な都心生活の 舞台をつくる	・区民向け住宅の供給及び有効活用				
かがやくまち(街づくり・環境)		(2)世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	<ul> <li>・都市計画道路の整備</li> <li>・歩道の整備</li> <li>・電線類地中化の推進</li> <li>・歩車共存道路の整備</li> <li>・橋りょうの計画的な整備</li> <li>・自転車走行空間整備の推進</li> <li>・都市計画公園の整備</li> <li>・公園の整備</li> <li>・児童遊園の整備</li> <li>・児童遊園の整備</li> <li>・快適な公衆・公園トイレの整備</li> <li>・市街地再開発事業への支援</li> <li>・品川駅改良に伴う事業の推進</li> </ul>				
		(3)快適な暮らしを支える交 通まちづくりを進める	・自転車等駐車場の整備				
	2環境にやさしい都心 をみなで考えつくる	(7)人や生物にやさしい、環 境負荷の少ない都心環境 をつくる	・水辺の散歩道の整備・遮熱性舗装等の推進				

#### 1-4 街 づ く り 支 援 部 各 課 の 分 掌 事 務 ≪≫内は係名 令和3年4月1日現在

#### 都市計画課 ≪管理係、都市計画係、街づくり計画担当≫

- 1 街づくりの総合的な計画及び調整に関すること。
- 2 都市計画に関すること。
- 3 土地取引の届出受付に関すること。
- 4 部の調整管理に関すること。

#### **住宅課** 《住宅管理係、住宅支援係、住宅政策担当、マンション建替え支援担当》

- 1 区民向け住宅に関すること(使用料等の滞納に係る訴訟及び和解を含む。)。
- 2 住宅政策の企画、計画及び調整に関すること。
- 3 開発事業に係る定住促進に関すること。
- 4 マンションに係る管理運営の支援等に関すること。
- 5 耐震不適格(旧耐震)マンションの建替えの支援に関すること。

### **建築課** 《建築事務係、建築審査係、建築企画担当、構造係、耐震化推進担当、建築設備担当、 建築監視担当、建築紛争調整担当≫

- 1 建築行政の企画、調査、指導及び誘導に関すること。
- 2 建築物等の確認及び許可に関すること。
- 3 違反建築物の調査及び是正措置に関すること。
- 4 建築紛争の予防及び調整に関すること。

#### **土木管理課** ≪土木管理係、地籍調査担当、境界確定担当、監察指導係、道路工事調整担当≫

- 1 土木施設の財産管理に関すること。
- 2 道路台帳等に関すること。
- 3 道路等の境界確定に関すること。
- 4 地籍調査に関すること。
- 5 土木施設の監察に関すること。
- 6 土木施設の占用及び工事に係る調整に関すること。
- 7 車両の通行に関すること。

### **開発指導課** ≪開発事務係、街づくり調整担当、開発指導係、景観指導係、 都市再生担当、再開発担当、品川駅周辺街づくり担当≫

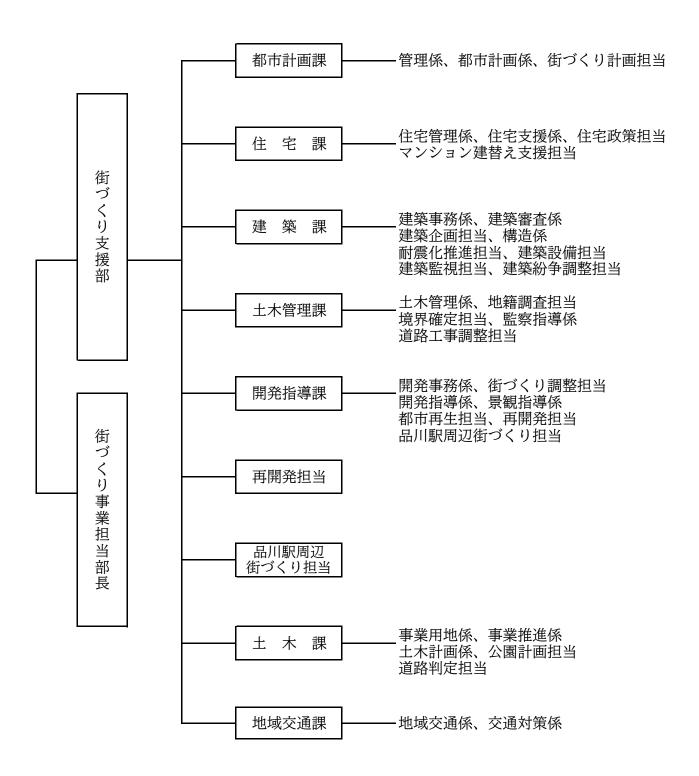
- 1 街づくり事業の計画及び調整に関すること。
- 2 開発行為に関すること。
- 3 土地区画整理事業に関すること。
- 4 市街地再開発事業に関すること。
- 5 都市開発諸制度及び都市再生特区による開発整備に関すること。
- 6 特定地区の施設整備の推進に関すること。
- 7 景観指導に関すること。

#### **土木課** 《事業用地係、事業推進係、土木計画係、公園計画担当、道路判定担当≫

- 1 土木施設の計画及び調整に関すること。
- 2 都市計画道路及び都市計画公園事業に関すること。
- 3 電線類地中化整備等の調整に関すること。
- 4 細街路の協議、調整等に関すること。
- 5 水防計画等に関すること。

#### **地域交通課** ≪地域交通係、交通対策係≫

- 1 交通計画及び交通対策に関すること。
- 2 バリアフリーの推進に関すること。
- 3 駐車場及び自転車等駐車場に関すること (総合支所の所管に係るものを除く。)。
- 4 駐車場の集約化に関すること。
- 5 交通安全に関すること。
- 6 放置自転車対策に関すること (総合支所の所管に係るものを除く。)。
- 7 コミュニティバス事業等に関すること。
- 8 自転車シェアリングに関すること。



### 1-6 街づくり支援部の各課別職員数

令和3年4月1日現在

階層別・職種別		職	員	数			職種	(職務	名)別	门内訳	
所属	部長	課長	・担当係長	係員	計	一般事務	土木技術	造園技術	建築技術	機械技術	電気技術
街づくり支援部	1				1				1		
都 市 計 画 課		1	5	8	14	4	2		8		
住 宅 課		1	5	9	15	11			4		
建築課		1	8	20	29	7			19	2	1
土木管理課		1	7	11	19	4	15				
開発指導課		1	13	16	30	3	9	1	17		
再 開 発 担 当		1			1		1				
品川駅周辺街づくり担当		1			1			1			
土 木 課		1	6	14	21	4	14		3		
地 域 交 通 課		1	2	6	9	6	3				
街づくり事業担当	1				1		1				
計	2	9	46	84	141	39	45	2	52	2	1

### 1-7 土木費事業別決算額 (令和2年度)

単位:円

	土木費	2年度決算
1 =	土木管理費	2, 165, 467, 017
1	土木総務費	1,726,969,672
	職員人件費	1,049,195,321
	道路整備要請活動	134,900
	彫刻維持管理	517,000
	バリアフリー化の計画的な推進	24, 090, 000
	放置自転車対策	316, 716, 450
	芝地区まちづくり課運営	6, 574, 252
	麻布地区まちづくり課運営	2,462,988
	赤坂地区まちづくり課運営	1, 395, 615
	高輪地区まちづくり課運営	1, 382, 524
	芝浦港南地区まちづくり課運営	1, 154, 757
	土木課運営	4, 489, 326
	土木管理課運営	657,879
	土木車両管理	3, 322, 856
	土木資材置場等維持管理	7,077,588
	駐車施設集約化推進	227,000
	自転車シェアリング推進	1,614,472
	コミュニティバス運行	287, 388, 128
	台場の地域交通の運行	9,000,000
	地域交通課運営	299, 640
	交通安全運動	9, 268, 976
2	土木施設管理費	438, 497, 345
	公共駐車場管理運営	147, 194, 100
	自転車等駐車場管理運営	279, 621, 245
	(仮称)一の橋公園自転車駐車場整備	11,550,000
	撤去自転車リサイクル	132,000

	土木費	2年度決算
2 道	<b>節路橋りょう費</b>	2, 496, 074, 205
1	道路橋りょう総務費	68, 171, 808
	突出看板等管理	2,574,000
	道路占用許可	4, 108, 641
	道路台帳等管理	13,901,586
	区道認定等事務	360,800
	境界確定等管理	1, 205, 183
	道路管理システム	12,512,390
	占用業務	9,766,639
	地籍調査	23, 742, 569
2	道路維持費	1, 337, 682, 348
	道路清掃	186,748,702
	動物死体処理	1,563,100
	道路・側溝等維持管理	702, 580, 392
	公衆便所維持管理	45,019,066
	新橋駅西口広場維持管理	923, 197
	田町駅東口広場維持管理	44,901,570
	品川駅港南口広場維持管理	28, 400, 664
	小型街路灯LED化推進	19, 504, 800
	街路灯維持管理	243, 715, 890
	交通安全施設維持管理	48, 392, 457
	自転車利用環境整備推進	15, 932, 510
3	道路新設改良費	463, 358, 832
	歩道整備	226, 584, 300
	電線類地中化整備	159, 147, 801
	区道バリアフリー化の推進	10,721,755
	細街路拡幅整備	66, 904, 976
4	橋りょう維持費	155, 335, 235
	運河の魅力向上事業	11, 118, 058
	橋りょう維持管理	144, 217, 177

		土木費	2年度決算
	5	橋りょう新設改良費	38, 375, 700
		橋りょうの整備	38, 375, 700
	6	都市計画街路費	400, 950, 565
		都市計画道路整備	400, 950, 565
	7	受託事業費	2, 118, 699
		道路工事調整協議会	369,633
		掘さく道路復旧	1,749,066
	8	私道等整備費	30,081,018
		私道整備	29, 279, 338
		防犯灯設置助成	801,680
3	河厂	間費	40,831,278
	1	河川総務費	40, 338, 532
		水害予防措置	484,713
		河川等整備要請活動	220,000
		河川等維持管理	23, 458, 819
		水防対策	15, 995, 000
		雨水浸透施設整備費助成	180,000
	2	排水場費	492,746
		排水場維持管理	492,746
4	公園	費	1, 480, 389, 943
	1	公園管理費	1,005,155,865
		公園整備	160, 197, 678
		都市計画公園整備	27, 703, 000
		親子の遊び場づくり	4,609,000
		公園管理システム	1,837,000
		公園遊具消毒	74, 797, 135
		公園維持管理	63, 878, 540
		公園管理運営	629, 907, 043
		子どもの遊び場づくり	17, 504, 453
		公園バリアフリー化の推進	21, 114, 016
		麻布地区快適な公園トイレの整備	3,608,000

		土木費	2年度決算
	2	児童遊園管理費	475, 234, 078
		児童遊園整備	27, 599, 935
		児童遊園等管理	4, 028, 641
		児童遊園等維持管理	183,031,854
		児童遊園管理運営	229, 492, 048
		芝地区快適な児童遊園トイレの整備	28, 272, 200
		芝浦港南地区水辺の散歩道の整備	2,809,400
5	都市	<b>节計画費</b>	6,514,608,824
	1	都市計画総務費	572, 494, 802
		職員人件費	511,031,060
		環状2号線周辺地区のまちづくり	3,564,000
		白金高輪駅周辺地区のまちづくり	6,567,000
		都市計画審議会運営	889, 448
		区民参画によるまちづくりの推進	132,000
		用途地域等変更に関する調査	2,860,000
		都市計画課運営	1,612,233
		都市計画情報配信	20, 333, 500
		景観形成推進	1, 285, 161
		景観指導・協議	3,618,600
		緑と水の総合計画策定	10,077,000
		復興まちづくりの推進	3, 190, 000
		低炭素まちづくり計画改定	7, 334, 800
	2	都市整備費	5, 942, 114, 022
		開発指導課運営	1, 106, 040
		まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	4,496,900
		都心共同住宅供給・優良建築物等整備事業助成	31,000,000
		市街地再開発事業の事後評価	6,672,632
		虎ノ門駅前地区市街地再開発事業支援	45,000,000
		白金一丁目東部北地区市街地再開発事業支援	1,765,000,000
		三田三・四丁目地区市街地再開発事業支援	2, 015, 720, 000
		虎ノ門・麻布台地区市街地再開発事業支援	1,500,000,000
		虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発事業支援	490,000,000
		連続立体交差化計画推進	83, 118, 450

土木費			2年度決算
6	住	<b>老費</b>	3, 107, 047, 529
	1	住宅管理費	1,818,358,067
		マンション管理・建替え支援	13, 054, 103
		マンション実態調査	30, 800, 000
		若者の定住意向調査	7, 485, 500
		住宅課運営	392, 872
		区民向け住宅運営	10,740,903
		滞納使用料等納付促進	1,575,200
		特定公共賃貸住宅維持管理	324, 613, 608
		区営住宅維持管理	133, 538, 075
		区立住宅維持管理	174, 151, 288
		シティハイツ高輪改修	122, 793, 000
		区借上住宅維持管理	38, 319, 638
		シティハイツ竹芝エレベーター事故に伴う入居者支援	63, 150
		区民向け住宅の活用	7, 262, 730
		定住促進基金積立金	953, 568, 000
	2	住宅建設費	1, 288, 689, 462
		シティハイツ港南等割賦金	298, 484, 408
		シティハイツ桂坂割賦金	114, 850, 644
		シティハイツ神明等割賦金	83, 334, 410
		シティハイツ高浜建替	648, 800, 000
		シティハイツ車町建替	143, 220, 000
7	建築	· 築費	770, 612, 532
	1	建築行政費	770, 612, 532
		職員人件費	225, 314, 382
		建築課運営	75, 389, 875
		建築確認	12, 613, 967
		建築紛争予防	282, 280
		災害対策の充実	803,000
		建築物耐震改修等促進	291, 130, 604
		がけ・擁壁改修助成	13,774,000
		エレベーター安全装置等設置助成	150, 160, 000
		建築審査会運営	1, 144, 424
合 計 16,575,031,3			

# 第2章 街づくりの総合計画

### 2-1 まちづくりマスタープラン

所管課

都市計画課

#### 1 策定の背景と位置付け

港区まちづくりマスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法第18条の2)」として策定した計画であり、港区の街づくり分野の最上位の計画です。おおむね20年後を見据えたまちの将来像や目指すべき方向性、地域特性に応じたまちづくりの方針や取組の考え方を示します。

港区における今後のまちづくりの"道しる べ"となり、区民、企業等、行政がまちの将 来像を共有するためのよりどころです。本計 画に示された方針のもと、まちづくりが進め られます。

港区では、昭和63年に最初のマスタープランを策定し、平成8年、平成19年及び平成29年に見直しを行いました。

#### 2 まちづくりの基本理念、将来都市像

まちづくりの基本理念のもと、「うるおいある国際生活都市」を将来像とし、これを具体化する5つのまちの姿を目指してまちづくりを行っていきます。

#### まちづくりの基本理念

人にやさしい良質な都市空間・居住環境を 皆で維持し、創造し、運営していく



#### 3 港区が目指す将来都市構造

将来都市構造は、まちの中心となる拠点や軸を位置付け将来の都市の骨格を示すものであり、港区のまちづくりの方針等の前提となります。

広域的な視点から見た港区の位置付けを踏まえて、都市再生の緊急性や地域特性により 区を3つのゾーンに分け、整備方針を示しています。





#### 4 計画の体系

まちづくりマスタープランは、区全体のまちづくりの方針を分野別に示す「全体構想」と、全体構想で示した方針を踏まえた身近な地域のまちづくりの方向性を具体的に示す「地域別構想」で主に構成されています。

また、まちの将来像の実現に向けて重視する点や手法を「今後のまちづくりの進め方」 として示しています。

#### 5 全体構想

将来都市像の実現を目指し、区全体のまち づくりの方針を8つの分野別に示しています。



#### 6 地域別構想

地域の特性をいかした身近なまちづくりの 方向性を具体的に示すため、区を5つの総合 支所の区域に区分して地区の目標を掲げ、そ の実現に向けた分野別の方針を示しています。

#### (1) 芝地区

- ◆多様な商業・業務機能と住宅との共存
- ◆交通機能の拡充を契機とした国際ビジネス 交流拠点の形成
- ◆商店のにぎわいと住宅が調和した、安全・ 安心に住み続けられるまちづくり
- ◆緑や歴史・文化などが感じられる環境の保全
- ◆エリアマネジメント活動を中心とした地域 のにぎわいの創出
- ◆まとまった緑と景観の保全

#### (2) 麻布地区

- ◆国際色豊かで多彩な文化をいかしたまちづくり
- ◆多様な人々が集う、にぎわいのある空間の 維持・創出
- ◆落ち着いた住宅地とにぎわいのある商業地 が共存するまちづくり
- ◆移動時の利便性向上と、安全・安心なまちづくり
- ◆地域が連携したまちづくり活動の展開
- (3) 赤坂地区
  - ◆歴史・文化をいかした景観形成とにぎわいの創出

- ◆気品とにぎわいのある街並みづくり
- ◆国内外からの旅行者を魅了する、移動しや すく美しいまちづくり
- ◆観光・文化資源を活用したにぎわいの創出
- ◆緑の保全と創出
- ◆地域の防災性の向上
- ◆地域コミュニティの活性化による生活環境の向上

#### (4) 高輪地区

- ◆緑をいかした落ち着きある住宅地の保全
- ◆地域交通の利便性の向上
- ◆防災性の強化による安全・安心なまちの形成
- ◆品川駅及び JR 新駅周辺における国際的な新拠点の形成
- ◆都市計画道路の整備推進
- ◆地域発意のまちづくりの推進

#### (5) 芝浦港南地区

- ◆人口増加に対応する生活環境の形成
- ◆品川駅及び JR 新駅周辺における国際的な新拠点の形成
- ◆快適で移動しやすい交通環境の整備
- ◆地域特性を踏まえた防災性の向上
- ◆水辺空間をいかした魅力的なまちづくり

#### 7 今後のまちづくりの進め方

目標とするまちの将来像の実現に向けて、 以下の点を重視してまちづくりを推進します。

- ○まちづくりを進めるための協働体制の充実
- ○柔軟で戦略的なまちづくりの推進
  - ①地域主体のまちづくりの推進 (まちづくり条例の活用等)
  - ②まちづくりガイドラインの策定・運用
  - ③地域の魅力・価値の持続的な向上 (エリアマネジメント)
  - ④ハードとソフトが一体となった総合的かつ効果的なまちづくりの展開
  - ⑤まちづくり人材の発掘・育成
  - ⑥既存ストックの適正な管理及び民間活力を 導入したインフラ整備
- ○時代の変化に対応したまちづくりの展開
  - ①関連する個別計画の着実な推進
  - ②個別計画の見直し等及びまちづくりマスタープランの改定

所 管 課

都市計画課

#### 1 策定の背景と位置付け

区は、平成9年3月に「港区景観マスタープラン」を策定し、景観に関する取組を進めてきました。また、平成14年に「港区都市景観づくり要綱」を定め、一定規模以上の建築物の建築等を対象に助言・指導を行ってきました。

一方、平成16年6月に「景観法」が公布され、地方公共団体が、景観行政団体として法的拘束力を持って景観行政を行う手段が用意されました。これを受けて、区は、平成21年6月に景観行政団体となり、同年8月に「港区景観計画」を策定しました。

この計画は、景観形成に関する総合的な計画として、港区における景観形成の基本方針を示すとともに、景観法に基づく届出制度の活用にあたり、場所に応じてきめ細かく景観形成基準を設定しました。また、港区景観条例において、届出前の事前協議を位置づけることで、建築計画等の早い段階から景観アドバイザーの助言を生かした助言・指導を行ってきました。

こうした助言・指導の実施等により、良好な景観誘導が図られてきた一方で、運用における様々な課題や、景観計画を取り巻く状況の変化等に対応し、港区の良好な景観形成を進める上で、より実効力の高い内容とするため、平成27年12月に景観計画の改定を行いました。

#### 2 景観形成の基本方針

(1) 景観計画区域

港区全域を景観計画の対象区域とします。

(2) 港区の景観特性

地域ごとに形づくられた個性的な街並みを、 6つの景観特性としてとらえています。

① 自然地形の起伏が生み出す変化に富んだ 街並み

- ② 都心における貴重な水辺空間
- ③ 江戸以来の歴史の蓄積が表れた景観
- ④ 首都・東京を象徴する風格ある景観
- ⑤ 落ち着きある住宅地の街並み
- ⑥ 活発な都市活動が創出する新たな魅力ある街並み

#### (3) 景観形成の基本方針

- ① 水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める
- ② 歴史や文化を伝える景観を守り、生かす
- ③ 誰もが楽しく歩ける、にぎわいや風格の ある通りを創る
- ④ 地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む
- ⑤ 区民・企業等・行政の協働で景観形成を 推進する

#### 3 港区全域で良好な景観を育む

港区全域において良好な景観を育むために、 建築物の建築等にあたり、景観法に基づく届 出制度を活用し、良好な街並みを規制・誘導 していきます。制度の活用にあたっては、良 好な景観の形成のための行為の制限に関する 事項として、景観形成基準等を定めています。

4 「港区の骨格」を特徴づける景観を育む

「港区の骨格」となる景観を形成するため に、景観形成特別地区及び景観重要公共施設 を定めています。

(1) 景観形成特別地区(12地区)

魅力的な景観を育むために重点的に取り組む地区を、他の地域とは別に区域を区分し、 地区ごとに景観形成基準等を定めています。

① 青山通り周辺景観形成特別地区

目標:魅力あるまちや拠点をつなぐ回遊ルートとして、道路と沿道の建築物等との一体的な景観形成を進め、国内外に誇れる風格とにぎわいのある街並みを育みます。

- ② 三田通り周辺景観形成特別地区 目標:ランドマークである東京タワーを見 通す、象徴的な街並みを育みます。
- ③ 大門通り周辺景観形成特別地区 目標:大門や三解脱門を見通す江戸以来の 参道の情趣とにぎわいのある変化に富んだ 魅力的な街並みを育みます。
- ④ プラチナ通り周辺景観形成特別地区 目標:四季の彩りのある街路樹と調和した、 上質で洗練された街並みを育みます。
- ⑤ 有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区 目標:有栖川宮記念公園の豊かな緑や、由 緒ある坂道を生かした、上品で落ち着きの ある街並みを育みます。
- ⑥ 芝公園周辺景観形成特別地区 目標:緑に囲まれた公園内のオープンスペー スから望む、安らぎある眺望景観を育みます。
- ⑦ 神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区 目標:銀杏並木が演出する、四季の彩りと 風格ある眺望景観を保全します。
- ⑧ 環状2号線周辺景観形成特別地区 目標:新たな緑の軸となる道路と沿道の建 築物等との一体的な景観形成を進め、次世 代の東京の顔となるシンボルストリートに ふさわしい品格とにぎわいのある街並みを 育みます。
- ⑨ 浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区 目標:国際的な観光資源としてふさわしい、 歴史的・文化的な庭園からの眺望景観を保 全します。
- ⑩ 水辺景観形成特別地区 目標: 運河沿いの散策路や海辺の観光スポ

ットを移動しながら景色の変化を楽しめる、 印象的で魅力的な水辺景観を育みます。

① 外濠周辺景観形成特別地区

目標:外濠の歴史・自然景観を保全すると ともに、外濠とその周辺の一体感を感じら れる街並みの形成や、主要な橋、道路から の外濠への眺望景観を保全します。

② 品川駅·新駅周辺景観形成特別地区 目標:東京の南側の玄関口として、風格と にぎわいのある魅力的な街並みを育みます。

#### (2) 景観重要公共施設

景観形成特別地区に指定した箇所において、 「港区の骨格」を特徴づける景観を形成する ために重要な 11 の公共施設(幹線道路や公園) について、整備に関する事項を定めています。

5 地域のシンボルとなる景観資源を保全する 歴史的建造物を核とした景観形成・保全を 進めるため、歴史的建造物周辺において、独 自の景観形成基準等を定めています。

その他、景観重要建造物・景観重要樹木の 指定方針を定めています。

- 6 地域の身近な景観を育む
- (1) 地域の身近な景観づくりの進め方 区民主体のまちづくり活動に対する支援を 行っていきます。
- (2) 区民等の景観に対する意識啓発 表彰制度等を継続、充実させていきます。
- 7 景観形成の推進に向けて
- (1) 区民等、企業等、区の役割 それぞれの主体が役割を認識し、相互に連 携して取組を進めていきます。
- (2) 推進の仕組みと推進体制 景観審議会、景観アドバイザーからの専門 的な意見の聴取や関係機関等との連携、景観 条例に基づく事前協議の位置付けなどにより、 効果的に景観形成を推進していきます。

#### ○ 景観形成特別地区の位置及び区域図



所管課

住 宅 課

#### 1 策定の背景と位置付け

「港区住宅基本計画」は、平成5年7月に 新たな『生活都心』をめざして策定されまし た。

平成8年以降、区内で人口の増加がみられ、区内での住宅供給が進んだため、区の住宅施策を、住宅戸数の確保から良質な住宅ストック形成のための質の向上へ転換することが必要であると考えられたことから、平成14年3月、「第2次港区住宅基本計画」を策定しました。

その後、人口回復が進み、安全・安心や環境問題をはじめとする多様な区民意識が高まりを見せるとともに、平成18年6月に施行された「住生活基本法」では、住宅の「量」の確保から、住生活の「質」の向上へと、住宅施策の転換が図られました。こうしたことから、区では、生活都心に相応した良好な住まいを形成し、生活の質的な豊かさを実現するため、平成21年3月、「第3次港区住宅基本計画」を策定しました。

さらに港区の人口は増加を続け、今後も増加することが見込まれています。

国においては、平成28年3月に新たな「住生活基本計画(全国計画)」として、現在の日本が抱える課題解決に向けた新たな住宅政策の方向性が示されるとともに、「住宅セーフティネット法」を平成29年4月に改正し、住宅確保に配慮を要する方に対する新たな制度を開始しました。

また、東京都においても、平成29年3月に「東京都住宅マスタープラン」を改定し、豊かな住生活の実現と持続に向けた新たな住宅政策の方針が示されました。

これらの状況を踏まえ、区は、様々な人々が、多様な暮らしを営みながら、快適に地域で安心して住みつづけられることを住宅政策

の基本とするとともに、区民の大部分が居住している集合住宅において、適正な維持管理をより一層充実していくことが求められていることから、効果的な住宅施策を実行していくことを目的に、平成31年3月に「港区住宅基本計画[第4次]」を策定しました。

「港区住宅基本計画[第4次]」は、港区ま ちづくりマスタープラン、港区基本計画等と 整合をとり、計画期間を2019年度(令和元年 度)から2028年度(令和10年度)までの10年間としています。

#### 2 港区の住宅・住環境の現状

- (1) 住宅政策の変遷と港区の状況
- (2) 港区の住宅・住環境の現状
- (3) 第3次港区住宅基本計画後期改定版の実 績と評価

#### 3 計画の基本的方針

- (1) 住宅政策の基本的考え方
- ① 港区に住まうことの魅力
- ② 港区に住まうことの課題
- (2) 基本理念とめざすべき将来像
- ① 基本理念:

人にやさしい良質な居住環境を皆で維持 し、創造し、運営していく

- ② めざすべき将来像: 港区ならではの地域共生社会を支える多様で持続可能な居住環境
- (3) めざすべき将来像の実現に向けた住宅政策の体系
- (4) 住宅・住環境の水準

港区の住まい像を具体化し、住生活基本 法に基づく住生活基本計画(全国計画)を 踏まえて、目標とする住宅・住環境の水準 を設定します。

① 居住面積水準

- ② 住宅性能水準
- ③ 居住環境水準

#### 4 施策の展開

港区の住まい像の実現に向けて、次のような施策体系により、住宅・住環境に関する施策を推進していきます。

- (1) 良質な住宅ストックと安全・安心な住宅・住環境の形成
- ① 建築物の耐震性・防災力の向上
- ② マンションの適正な維持管理と質の向上
- ③ 安全で安心して暮らせる住宅・住環境の 充実
- (2) 子育て世帯が住み続けられ、安全に子育 てができる基盤づくり
- ① 子育てに適した住まいの質の向上
- ② 子ども・子育て施設の充実
- (3) 高齢者・障害者が住み慣れた地域に住み 続けられる住宅・住環境の充実
- ① 高齢者・障害者に対応した住まい・住環 境の充実
- ② 高齢者が住み続けられる居住環境の充実
- ③ 障害者が地域で生活できる環境の充実
- (4) 住宅セーフティネットの構築
- ① 区民向け住宅などの活用
- ② 配慮を要する区民への支援体制の充実
- (5) 快適で潤いのある住環境の形成と地域共生社会の実現に向けた取組の促進
- ① 潤いのある住環境の形成
- ② 環境にやさしい住宅・住環境の整備
- ③ 暮らしやすい地域コミュニティの形成
- ④ 多文化共生社会の支援

#### 5 推進に向けて

- (1) 「港区住宅基本計画[第4次]」の施策目標・指標
- (2) 推進体制の整備、幅広い連携に基づく施 策の推進

- (3) 区民・住宅関連事業者・区の役割
- (4) 財源の確保と基金の適正な活用
- (5) 港区住宅基本計画の進行管理

#### 1 策定の背景と位置付け

区は、減りゆく緑と水を守り、自然を維持、 回復することで魅力あるまちをつくっていく ため、昭和63年に「港区緑と水の総合計画」 を策定しました。その後、区民が緑と水にふ れあう機会の減少や、ヒートアイランド現象 など高密度化が進む都市特有の環境問題の深 刻化などの課題に対応していくため、平成11 年、平成23年に計画を策定し、緑と水の量と 質の確保をめざした取組を進めてきました。

近年、SDGsやグリーンインフラなどの 新たな概念の普及、民と連携した都市公園の 柔軟な活用、新型コロナウイルス感染拡大に よる暮らしの多様化といった社会情勢の変化 が見られます。これらに対応し、緑と水が持 つ多様な機能を生かした魅力あるまちづくり を実現するため、令和3年2月に第4次とな る「港区緑と水の総合計画」を策定しました。

#### (1) 計画の位置付け

この計画は、都市緑地法第4条に規定される「緑の基本計画」として、「港区緑と水に関する基本方針」の主旨を継承した、緑地の保全及び緑化の目標・施策、都市公園の整備及び管理の方針等、さらには水循環系も含めた、港区の緑とオープンスペース、水に関する総合的な計画です。

#### (2) 計画の対象区域

この計画は、港区全域を対象区域としています。なお、港区は全域を緑化重点地区に指定しているため、この計画に記載する施策は、緑化重点地区における緑化の推進に関する事項を兼ねています。

#### (3) 計画期間

この計画は、21世紀半ばを見据えた上で、 令和3年度から令和12年度までの10年間を計 画期間としています。

#### 2 めざす将来像

#### (1) めざす将来像

区の緑と水の現状認識と課題、策定の方向性を踏まえ、「緑と水と人がはぐくむ うるおいある国際生活都市」をめざす将来像に掲げ、5つの「緑と水によってめざすまちの姿」を設定しています。

- ① 環境負荷の少ないまちが形成されている
- ② 暮らしやすい生活環境が形成され、健康が向上している
- ③ 安全・安心(防災・減災)が確保されている
- ④ 人々の交流や地域コミュニティが活性化 されている
- ⑤ まちの魅力・風格が向上している

#### (2) 緑と水の配置方針

多様な機能を持ち、港区らしさを支える緑と水を「緑の拠点」、「水の拠点」に位置付けています。また、地形や道路を生かした緑を「緑の軸」、古川や運河の水辺を「水の軸」に位置付けます。これらの「拠点」と「軸」を結び、緑と水のネットワークを形成します。

#### ○緑と水の配置方針



#### (3) 計画の目標

取組の進捗を総合的に把握するため、緑と 水の「量に関する目標」と「質に関する目標」 の2種類を設定しています。

① 量に関する目標

緑 被 率: 令和12年度までに24% 公園・緑地: 令和12年度までに107ha

② 質に関する目標

「将来像実現に向けた施策」の 14 の施策 ごとに「緑と水の機能が発揮された状態」 を定性的な目標として定めています。

#### 3 将来像実現に向けた施策

- (1) 緑と水の機能を発揮させるための施策 めざす将来像、めざすまちの姿の実現に向 け、緑と水が持つ機能を生かす 14 の施策を展 開しています。
  - ①-1 二酸化炭素を吸収・固定する緑の育成
  - ①-2 ヒートアイランド現象を緩和する緑と風の確保
  - ①-3 健全な水循環系の回復
  - ①-4 生物多様性に配慮した緑化
  - ②-1 健康増進の場づくり
  - ②-2 子どもの遊び・子育て支援・教育・ 学習の場づくり
  - ②-3 楽しく歩ける環境づくり
  - ③-1 避難場所などの防災拠点の形成・延 焼防止
  - ③-2 都市型水害の軽減
  - ④-1 地域のにぎわいづくり
  - ④-2 地域貢献の場づくり
  - ⑤-1 歴史・文化に親しむ場づくり
  - ⑤−2 国際都市にふさわしい魅力的な空間 づくり
  - ⑤-3 まちの歴史を伝える緑と水を生かし た景観の保全・創出

#### (2) 重点的な取組

14 の施策の中から、令和 12 年度までに特に重点的に進める「重点的な取組」を設定しています。

- ① オープンスペースの緑を生かしてまちの 魅力を高めよう
- ② 公園からまちのにぎわいをつくり出そう
- ③ もてなしの街路樹を育てよう
- ④ 親しみをもてる古川を取り戻そう

#### 4 地区別の方針

将来像実現に向けた施策を踏まえ、地域特性に応じて取組の方向性を具体的に示すため、5つの総合支所の区域に区分して、地区別の方針を示しています。

#### 5 計画の推進と進捗管理

(1) 推進体制

区民、事業者等と協働し、様々なリソース を活用して取組を進めていきます。

- (2) 計画の推進に向けて
  - ① 緑と水の質の向上への誘導 緑化計画書制度の緑化基準、港区みどり の街づくり賞の評価基準の見直しの検討に 関しては、新たな視点を抽出しています。
  - ② 配慮の指針

事業者が開発事業等の新たなまちづくり に当たって、計画策定や事業実施の際に配 慮していただきたい事項を示しています。

#### (3) 進捗管理

計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、 改善・見直し (Action) のサイクルを継続的 に進め、進捗管理を実施します。計画の見直 しについては、「港区みどりの実態調査」の結 果を踏まえて、中間年次及び計画期間最終年 次に目標及び施策の達成状況を検証し、必要 に応じて見直しを行います。

#### 2-5 防災街づくり整備指針

所 管 課

都市計画課

#### 1 策定の背景と位置付け

区は、平成7年1月に発生した阪神・淡路 大震災を契機に、主に地震災害を対象とした 「港区防災街づくり指針」を平成10年5月に 策定し、災害に強い街づくりを進めてきました。 その後、策定から10年以上が経過し、都市 型水害への対策や開発事業等による街の進展 に合わせた防災対策を指針に反映する必要が あったことから、平成22年度より指針の改定 作業に取り組んでいました。そのような中、平 成23年3月に東日本大震災が発生し、津波、 液状化、帰宅困難者の発生や高層建築物の揺れ 等新たな課題が露呈したことから、学識経験者 で構成された検討部会を新たに設置し検討を 進めました。あわせて、津波・液状化について 区にとって最悪となる条件を設定したうえで、 区独自のシミュレーションを実施し、それら災 害リスクに対する検討を進め、平成25年3月 に「港区防災街づくり整備指針」を策定しまし た。

なお、本指針は、主として都市整備に関わる防災対策を対象とするため、「港区防災街づくり整備指針」と名称を変更しています。

#### 2 基本事項

(1) 「港区防災街づくり整備指針」とは 本指針は、防災性の高い都市構造のあり方 や、災害に強い街づくりの実現に向けた目標、 方針等の基本的な方向性を示したものです。 また、その方向性に沿った整備の取組を総合 的に示しています。

区·区民·事業者それぞれが、建築物の新築 時や大規模開発時等、防災性の向上に寄与す る取組を行う際の手引書として活用するもの です。

(2) 指針の対象とする内容

本指針は、以下の2つの視点から、災害に 強い街づくりの方向性を示します。

- ① ハード (施設の整備等) の側面からの防 災街づくり
- ② 災害発生前の予防段階での防災街づくり
- (3) 計画期間 平成 25 年度から令和4年度までの 10 年間 とします。

#### 3 基本理念

「みんなでつくろう、災害に強く、安全·安心 な生活都心」

4 防災街づくりの施策項目

防災街づくりを展開する施策を地震災害と 水害の項目別に分類しました。

- (1) 地震災害に強い街づくり
- ① 地震時の被害を低減させる街の形成
- ② 地震リスクに対応した都市施設の安全性の向上
- ③ 地震時の避難関連施設の確保と機能向上
- ④ 地震時の帰宅困難者への対応
- ⑤ 津波による被害が発生しにくい街の形成
- (2) 水害に強い街づくり
- ① 水害発生の防止に向けた街の形成
- ② 水害による被害が発生しにくい街の形成
- ③ 水害時の避難関連施設の確保と機能の向 上

#### 5 地区別構想

- (1) 芝・三田周辺地区 地震時の帰宅困難者対策や津波、都市型 水害への対応を図る
- (2) 新橋・浜松町周辺地区 環状2号線の整備を契機とした防災力向 上と災害時の防災対応機能の確保を図る
- (3) 麻布周辺地区 避難経路の確保により、安全性の更なる 向上を図る
- (4) 六本木周辺地区 観光客等を念頭においた帰宅困難者対策 と広域的な交通ネットワークの構築を図る

- (5) 赤坂周辺地区 地下空間での浸水被害の低減を図る
- (6) 青山周辺地区 細街路の拡幅によるリスクの低減により安 全性の向上を図る
- (7) 白金周辺地区延焼拡大と建物倒壊の危険度の低減を図る
- (8) 高輪周辺地区 建物倒壊と延焼拡大の危険度の低減を図る
- (9) 芝浦港南周辺地区津波・液状化対策を中心に、高層建築物の特性の活用と特有の課題の解決を図る
- (10) 台場地区 台場地区の立地特性や観光客が多いという 地域特性に対応した防災への取組を推進す る
- 6 防災街づくりの進め方 区・区民・事業者が、自助・共助・公助に基づ き、相互に連携・協力して防災街づくりに取り 組みます。
- 7 津波・液状化シミュレーション結果
- (1) 津波シミュレーション結果
- ① 津波シミュレーションの目的
- ・区民・事業者に津波の浸水範囲をあらかじ め示すことにより津波襲来時の迅速かつ円 滑な避難行動の目安とすること
- ・「港区防災街づくり整備指針」の津波対策 の検討に活用すること
- ② 津波シミュレーションの視点
- ・最悪の事態を想定するため、区にとって津 波高さが最大となる津波を選定するととも に、防潮施設(防潮堤、水門、古川の護岸) の機能不全や液状化による地盤沈下も考慮 して予測を実施
- ・古川への津波の遡上を考慮することや詳細な浸水状況を把握するため、最も精度が高い標高データを活用し、5mメッシュの精度で予測計算を実施
- ③ 津波シミュレーションの想定条件
- ・想定地震: 元禄型関東地震 行谷(なめが や)ほかモデル (M8.2)

- ・初期潮位:朔望平均満潮位(各月で最も海面が高かったときの潮位の平均値) T.P.(東京湾平均海面)1.0m
- ・地盤変動:地震による地盤変動を考慮
- ④ 津波シミュレーションの結果 浸水被害が最大となるケースでは、区内の 浸水面積が 143.5ha となり、一部の地域では 最大 1.5m 程度の浸水深が予測されました。
- (2) 液状化シミュレーション結果
  - ① 液状化シミュレーションの目的
  - ・区民・事業者に対し液状化の可能性を周知す ること
  - ・「港区防災街づくり整備指針」の液状化対策 の検討に活用すること
  - ② 液状化シミュレーションの視点
  - ・最悪の事態を想定するため、区にとって震度 が最大となり液状化の危険度が最も高いと 考えられる地震を対象とした
  - ・液状化予測の精度を高めるため、区が保有する区内の多数のボーリングデータ1本1本 について精度の高い解析を実施
  - ③ 液状化シミュレーションの想定条件
  - ·対象地震:東京湾北部地震 (M7.3)
  - ・使用データ:区内約8,600本のボーリングデータおよび「土地条件図」
  - ・予測手法:「東京都低地の液状化予測」や「道 路橋示方書」等の考え方を踏まえ、PL 値、 実績、地形等から総合的に液状化の可能性を 予測
  - ④ 液状化シミュレーションの結果 液状化の可能性が高い地点が含まれる範囲 は、概ね JR 線以東の臨海部、新橋駅周辺のほ か、内陸部の一部にも点在することが予測さ れました。

所 管 課

都市計画課

#### 1 策定の背景と位置付け

#### (1) 背景

社会経済活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることから、都市の低炭素化の促進を図るため、都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)が平成24年12月に施行されました。

エコまち法では、区市町村が低炭素まちづくり計画を作成することができることなどが規 定されました。

港区の二酸化炭素の排出量は東京都区市町村の中で最も多くなっており、都市における社会経済活動に起因することが大きい民生家庭部門・民生業務部門・運輸部門における排出量がそのほとんどを占めており、まちづくりの上での対策強化が求められています。

特にまちづくり部門について最先端の環境 技術による先進的な取組を先導することによって、港区における低炭素化をより一層促進するため、平成27年10月に「港区低炭素まちづくり計画」を策定しました。平成31年2月には、施策の一つである「駐車場の設置に関する配慮や駐車場の集約」を進めるため、「駐車機能集約化編」を策定しました。

また、気候変動との関連性が指摘されている多発する自然災害の強大化や、脱炭素社会の 実現に向けた動きに加え、国連サミットでの SDGs の採択や、新型コロナウイルス感染症拡 大を契機としたライフスタイルの変化等へ対 応するため、令和3年6月に新たな計画を策定 しました。

#### (2) 位置付け

「港区低炭素まちづくり計画」は、エコまち法に基づき策定した計画です。また、港区環境基本計画に適合し、都市計画区域マスタープランや港区まちづくりマスタープランとの調和、港区緑と水の総合計画等との整合を図ります。

#### (3) 計画区域

港区全域を計画区域に設定します。

#### (4) 計画期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和 12 年度までの10年間とします。

#### 2 将来像と基本方針

(1) めざすべきまちの将来像

「快適で 安心な うるおいある 持続可能 な 環境都心 みなと」

#### (2) 基本方針

- ① エネルギーが最適利用され、自立性の高い まちづくり
- ② 都市と自然が共生するまちづくり
- ③ 多様な交通手段が利用しやすく、環境負荷の少ない交通まちづくり

#### 3 計画の目標

#### (1) 成果目標

成果目標は、本計画に基づき施策を進めることで、低炭素まちづくりをどのような状態に高めていくかを示すものであり、基本方針ごとに目標を設定します。

- ① 基本方針1の成果目標
  - ・建築物の省エネ化が進んでいる 等
- ② 基本方針2の成果目標
  - ・二酸化炭素の吸収源となる緑がさらに創出 されている 等
- ③ 基本方針3の成果目標
  - ・自動車交通の円滑化や、環境にやさしい自動車利用が進んでいる 等

#### (2) 総量目標

関連する各種計画等との整合性を確保する観点から、港区環境基本計画で示されている全庁的な削減目標である、令和12年度の二酸化炭素排出量を平成25年度比-40%とすることをめざします。

#### 4 施策

(1) 基本方針1の関連施策

- ① エリアにおけるエネルギー利用効率の向上
- ② 建築物のエネルギー負荷の削減
- ③ 未利用・再生可能エネルギーの活用促進
- (2) 基本方針2の関連施策
- ① 二酸化炭素の吸収源となる緑のさらなる 創出
- ② 自然を活用した異常気象等への対応
- (3) 基本方針3の関連施策
- ① 自動車からの二酸化炭素排出量削減対策 の推進
- ② 環境負荷の少ない移動手段(公共交通等) の環境整備と促進

#### 5 進捗管理

施策を着実に実行するため、PDCAサイクルに基づくマネジメントを実施します。 社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて計画内容の見直し・更新を実施します。

#### 6 駐車機能集約化編

「駐車機能集約化編」では、基本方針3の関連施策「取組3-1-1 駐車場の設置に関する配慮や駐車場の集約」について詳細をまとめています。

- (1) 低炭素まちづくり計画に基づき駐車機能 集約化を実施する地区
- ① 環状2号線周辺地区
- ② 品川駅北周辺地区
- ③ 六本木交差点周辺地区
- ④ 浜松町駅周辺地区